

DAS KAPITAL

資本論

カール・マルクス

社会科学研究所 監修
資本論翻訳委員会 訳

3



新日本出版社

カール・マルクス

資 本 論

3

第一卷 第三分冊

社会科学研究所 監修

新日本出版社

資 本 論——第3分冊（全14冊）

1983年3月28日 初 版

定価 750円

監修者	日本共産党中央委員会付属 社会科学研究所
訳者	資本論翻訳委員会
発行者	松 宮 龍 起

郵便番号 151	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
発行所 株式会社	新日本出版社
	電話 東京 (478) 3311
	振替番号 東京3-13681
印刷 光陽印刷	製本 みさと製本

落丁・乱丁がありましたらおとりかえいたします。

本書の内容の一部または全体を無断で複写複製(コピー)して配布することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害になります。小社あて事前に承諾をお求めください。

凡 例

一 本書は、カール・マルクス著『資本論』第一―第三部の全訳であり、新書判全一三分冊で刊行され、総目次・総索引を収めた別冊がこれに加わる。

二 翻訳にあたっては、ドイツ語エンゲルス版を主たる底本としてドイツ語各版のほか、英語版、フランス語版、ロシア語版その他各国語諸版を照合または参照の上、訳出した。(訳出に使用された各国語諸版については本凡例末参照) また、従来の邦訳はすべて参照した。

三 注については、マルクス、エンゲルスによる原著者注は()に漢数字を用いてそれを示し、各段落のあとに訳出した。なお、訳文中や、*印によつて訳文のあとに、〔 〕を用いて挿入されたものはすべて訳者による注および補足である。これらは今回の訳出にあたり独自に作成された。

四 訳注のなかで、「邦訳『全集』、第〇巻、〇〇ページ」とあるのは、ドイツ民主共和国ディーツ社発行の『マルクス・エンゲルス著作集^{グエンケ}』を底本とした邦訳『マルクス・エンゲルス全集』(大月書店)の巻数とページ数をさしている。

五 『資本論』のドイツ語原文にあたらうとする読者の便宜のために、わが国で現在入手の容易なヴェルケ版『資本論』(ディーツ社)の原書ページ数を、訳文の欄外上に()を用いて付記した。

六 訳文中の“ ”でくくられた語、句、文は、すべて、原著者によつてドイツ語以外の国語（ラテン語などを含む）が単独で使用されている個所の訳である。なお、それらドイツ語以外の国語による語、句、文が、同じ意味のドイツ語と併記されていて、相互の言い換えとして使用されている場合には、それらにニュアンスの相違がある場合をのぞき、該当の他国語の訳出や明示を省略した。文意を理解するうえで必要な場合には、原語がそのまま示されている。

七 原著者の引用文にその原典との相違がある場合には、原則として原著者の引用により訳出し、必要な場合には訳注によりその異同を示した。

八 引用文献のうち邦訳のあるものは、入手の便宜なども考慮し、適当と思われるものを「」を用いて掲げた。ただし、訳文については、掲げた邦訳書のそれに必ずしもよっていない。

九 訳文で、傍点を付した部分は原文のイタリック体の部分を表わしている。

一〇 人名、地名等については、それぞれの国での発音の再現につとめたが、わが国での慣用に従つたものもある。

二 本訳書については日本共産党中央委員会付属社会科学研究所が監修を行なつた。研究所の委嘱により、五〇名を超える研究者が訳出に参加し、翻訳のための委員会が組織され、さらに経済学以外の領域の研究者多数の協力を得た。翻訳者は各分冊ごとに訳出グループを編成し、すべての分冊にわたる全体の協議会、分冊グループ内あるいは若干の分冊グループ相互の検討会が行なわれ、分冊ごとに作成された訳稿を、さらに独自に編成された全巻にわたる編集・統一者グループがあらため

て全体との関連から詳細に検討を加えたうえ、分冊グループとの協議を繰り返して完成稿とした。それらの作業の過程で、経済学以外の学問の研究者から提出された意見が参考にされた。

本分冊（第三分冊）については、各分野の研究者の協力を得ながら、左記の体制で訳出・編集が行なわれた。

訳出グループ

上林貞治郎（代表者） 林 昭（第一〇、二一章） 前川恭一（第二二章） 笹川儀三郎

（第三章第一一四節） 大島隆雄（同章第五一一〇節） 村田 武（第一四一一六章）

編集・統一者

岡本博之 宇佐美誠次郎 土屋保男 杉本俊朗 朝野 勉

（付） 第一巻の翻訳にあたって使用された各国語版

ドイツ語版については、初版、第二版、第三版、第四版、カウツキー版、インスティトゥート版、ヴェルケ版を利用し、また、以下の各国語諸版を照合または参照した。英語版（モスクワ版、ドゥナ・トー版、ペリカン版、ポール版、カー版、ゾンネンシャイン版）、フランス語版（ロワ版、エディシオン・ソシアル版、コスト版）、ロシア語版（サチネーニャ版、ステパーノフ版）、さらに、スペイン語版（メキシコ版、アルゼンチン版）、イタリア語版（リウニティ版、ウテート版）、中国語版、朝鮮語版、ポーランド語版、チェコ語版、ハンガリー語版、ルーマニア語版、ブルガリア語版、フィンランド語版、ほか。

目次

第四篇 相對的剩餘價値の生産	五四五
第一〇章 相對的剩餘價値の概念	五四五
第一章 協業	五六一
第二章 分業とマニユファクチュア	五八五
第一節 マニユファクチュアの二重の起源	五八五
第二節 部分労働者とその道具	五九〇
第三節 マニユファクチュアの二つの基本形態——異種的マニユファクチュアと有機的マニユファクチュア	五九五
第四節 マニユファクチュア内部の分業と社会内部の分業	六一〇
第五節 マニユファクチュアの資本主義的性格	六二四
第三章 機械設備と大工業	六四三
第一節 機械設備の發展	六四三

第二節	生産物への機械設備の価値移転	六六八
第三節	労働者におよぼす機械経営の直接的影響	六八二
a	資本による補助的労働力の取得。婦人労働および児童労働	六八三
b	労働日の延長	六九六
c	労働の強化	七〇七
第四節	工場	七二四
第五節	労働者と機械との闘争	七四〇
第六節	機械によって駆逐された労働者にかんする補償説	七五七
第七節	機械経営の発展にともなう労働者の反発と吸引。綿業恐慌	七七三
第八節	大工業によるマニユファクチュア、手工業、および家内労働の変革	七九四
a	手工業と分業とにもとづく協業の廃除	七九四
b	マニユファクチュアおよび家内労働におよぼした工場制度の反作用	七九七
c	近代的マニユファクチュア	七九九
d	近代的家内労働	八〇四
e	近代的マニユファクチュアおよび近代的家内労働の大工業への移行。それらの経営諸様式への工場法の適用によるこの変革の促進	八二一

第九節 工場立法（保健および教育条項）。イギリスにおけるその一般化……………	八六
第一〇節 大工業と農業……………	八六
第五篇 絶対的および相対的剰余価値の生産……………	八七
第十四章 絶対的および相対的剰余価値……………	八七
第五章 労働力の価格と剰余価値との大きさの変動……………	八九
第一節 労働日の大きさおよび労働の強度が不変で（与えられていて）労働 の生産力が可変である場合……………	八九〇
第二節 労働日と労働の生産力とが不変で労働の強度が可変である場合……………	八九七
第三節 労働の生産力と強度とが不変で労働日が可変である場合……………	八九九
第四節 労働の持続、生産力、および強度が同時に変動する場合……………	九〇三
第一六章 剰余価値率を表わす種々の定式……………	九〇七

第一卷分冊目次

第一分冊

第一部 資本の生産過程

第一篇 商品と貨幣

第一章 商品

第二章 交換過程

第三章 貨幣または商品流通

第二分冊

第二篇 貨幣の資本への転化

第四章 貨幣の資本への転化

第三篇 絶対的剰余価値の生産

第五章 労働過程と価値増殖過程

第六章 不変資本と可変資本

第七章 剰余価値率

第八章 労働日

第九章 剰余価値の率と総量

第三分冊

第四篇 相対的剰余価値の生産

第一〇章 相対的剰余価値の概念

第十一章 協業

第十二章 分業とマニユファクチュア

第十三章 機械設備と大工業

第五篇 絶対的および相対的剰余価値の生産

第十四章 絶対的および相対的剰余価値

第十五章 労働力の価格と剰余価値との大きさの変動

第十六章 剰余価値率を表わす種々の定式

第四分冊

第六篇 労働賃

第十七章 労働力の価値または価格の労働への転化

第十八章 時間賃銀

第十九章 出来高賃銀

第二〇章 労働の国民的相違

第七篇 資本の蓄積過程

第二十一章 単純再生産

第二十二章 剰余価値の資本への転化

第二十三章 資本主義的蓄積の一般的法則

第二十四章 いわゆる本源の蓄積

第二十五章 近代的植民理論

第四篇 相対的剰余価値の生産

第一〇章 相対的剰余価値の概念

労働日のうち、資本によって支払われた労働力の価値の等価物だけを生産する部分は、これまでわれわれにより不変の大きさとみなされたのであるが、それは、与えられた生産諸条件のもとでは、社会の、与えられている経済的發展段階においては、事実、不変の大きさである。労働者は、この必要労働時間を超えて、さらに二時間、三時間、四時間、六時間など、労働することができた。剰余価値率および労働日の大きさは、この延長の大きさいかで決まった。必要労働時間は不変であったが、総労働日は反対に可変であった。いま一労働日をとって、その大きさと、その必要労働と剰余労働との分割とが与えられているものと想定しよう。たとえば、線分 $a c$ 、すなわち、

a ————— b — c

は、一二時間労働日を表わし、そのうち $a b$ 部分は一〇時間の必要労働を表わし、 $b c$ 部分は二時間

の剰余労働を表わすとしよう。では、 ac をこれ以上延長せずに、あるいは ac のこれ以上の延長とはかわりなしに、どのようにして剰余価値の生産が増大されうるか、すなわち剰余労働が延長されるか？

労働日 ac の限界が与えられているにもかかわらず、 bc は、延長されうるように見える。それは bc の終点 c ——それは同時に労働日 ac の終点でもある——を超えて延長しなくても、その始点 b を a のほうに、逆方向に移すことによって、延長する場合である。かりに、



(332)
 のなかの $b'-b$ が、 bc の半分すなわち一労働時間に等しいものと仮定しよう。いま一二時間労働日 ac のなかで、 b 点が b' のほうに移されるならば、労働日は相変わらず一二時間でしかないのに、 b は b' に拡大し、剰余労働は、半分だけ増加し、二時間から三時間になる。しかし、このような b から b' への、すなわち二時間から三時間への剰余労働の拡大は、同時に必要労働が ab から ab' に、すなわち一〇時間から九時間に収縮するのでなければ、明らかに不可能である。剰余労働の延長には、必要労働の短縮が対応するはずである。すなわち、労働者がこれまで実際に自分自身のために費やしてきた労働時間の一部分が、資本家のための労働時間に転化する。変化するのは、労働日の長さではなく、必要労働と剰余労働とへの労働日の分割なのである。

他方、剰余労働の大きさは、労働日の大きさが与えられ、労働力の価値が与えられていれば、明らかにおのずから決まる。労働力の価値、すなわち労働力の生産に要する労働時間は、労働力の価値の

(333)

再生産に必要な労働時間を規定する。一労働時間が半シリングすなわち六ペンスの金分量で表わされ（二シリングは二ペンス）、そして労働力の日価値が五シリングであるとすれば、労働者は、資本が支払った彼の労働力の日価値を補填するために、または彼が必要とする日々の生活諸手段の価値にたいする等価物を生産するために、日々一〇時間労働しなければならない。この生活諸手段の価値が定まれば、彼の労働力の価値が定まり、彼の労働力の価値が定まれば、彼の必要労働時間の大きさが定まる。ところで、剰余労働の大きさは、総労働日から必要労働時間を差し引くことによって得られる。一二時間から一〇時間を差し引けば二時間が残る。しかし、与えられた諸条件のもとで、どのようにして剰余労働がこの二時間を超えて延長されるのかは、見当をつけにくい。もちろん資本家は、労働者に五シリング支払うのではなく、四シリング六ペンスしか、またはそれよりもっと少なくしか支払わないかもしれない。この四シリング六ペンスの価値を再生産するためには、九労働時間で十分であり、それゆえ一二時間労働日のうち、二時間ではなく三時間が剰余労働に帰属し、剰余価値そのものは一シリングから一シリング六ペンスに増加するであろう。とはいえこの結果が得られるのは、労働者の賃銀を彼の労働力の価値以下に引き下げることによる場合だけであろう。労働者が九時間のうちに生産するこの四シリング六ペンスで彼が自由に処置できるのは、いままでより $\frac{1}{10}$ だけ少ない生産諸手段であり、そうなると、彼の労働力の萎縮した再生産しか行なわれない。剰余労働は、この場合、ただ、その正常な限界を踏み越えることによってのみ延長されるのであり、剰余労働の範囲は、必要労働時間の範囲の一部を横領することによってのみ拡大されることになるであろう。この方

法は、労賃の現実の運動においては重要な役割を果たすとはいへ、ここでは、諸商品は、したがって労働力もまた、まったく價値どおりに売買されるという前提に立っているので、考察から除外されている。このことが前提される以上、労働力の生産または労働力の價値の再生産に必要な労働時間が減少しうるのは、労働者の賃銀が彼の労働力の價値以下に低下するからではなくて、労働力の價値そのものが低下するからにはかならない。労働日の長さが与えられていれば、剰余労働の延長は、必要労働時間の短縮から生じなければならず、その逆に、必要労働時間の短縮が、剰余労働の延長から生じるのではない。われわれの例においては、必要労働時間が $\frac{1}{10}$ だけ、すなわち一〇時間から九時間に減少し、それゆえ剰余労働が二時間から三時間に延長されるためには、労働力の價値は、現実には $\frac{1}{10}$ だけ低下しなければならない。

(二) 日々の平均賃銀の價値は、労働者が「生活し、労働し、増殖するために」必要とするものによって、規定されている(ウィリアム・ペティ『アイルランドの政治的解剖』、一六七二年、六四ページ〔松川七郎訳、岩波文庫、一三四ページ〕)。「労働の價格は、つねに生活必需品の價格によって規定(原文は「價格から構成」される)」。……労働者の賃銀が、彼らの多くの者の宿命であるような大家族を、労働者としての低い地位と状態とに應じて、養うに足りない場合にはいつでも」労働者は相応な賃銀を受け取っていないのである(J・ヴァンダリント『貨幣万能論』、一五ページ〔浜林正夫・四元忠博訳、東京大学出版会、二四ページ〕)。「自分の腕と自分の勤勉以外にはなにももっていない普通の労働者は、自分の労働を他人に売ることが出来る場合のほかは、なにも手に入れないのである。……どんな種類の労働においても、労働者の賃銀は、彼が生計を維持するためにぜひ必要とするものに限られるものになるはずであり、また実際にそうなっている」

る」(チュルゴ『富の形成および分配にかんする諸考察』、デール編『著作集』、第一巻(パリ、一八四四年)、一〇ページ(津田内匠訳『チュルゴ経済学著作集』、岩波書店、七三ページ。永田清訳『チュルゴオ 富に關する省察』、岩波文庫、二六—二七ページ)。「生活必需品の価格は、事実、労働の生産費に等しい」(マルサス『地代の……にかんする研究』、ロンドン、一八一五年、四八ページ、注(楠井隆三・東嘉生訳『穀物条例論および地代論』、岩波文庫、一五—一五二ページ))。

* (ヴァンダリントのこの引用全文は、初版から第四版まですべて原文の英文で示されているが、それを独訳した現行のドイツ語ヴェルケ版は「状態」を脱字しているため、文意不明の構成になっている)

しかし、このように労働力の価値が $\frac{1}{10}$ だけ低下するということは、それはそれで以前に一〇時間生産されたのと同じ分量の生活諸手段が、いまでは九時間で生産されるということを条件とする。とはいえ、このことは、労働の生産力が増大しなければ不可能である。たとえば、ある靴屋は、与えられた諸手段を使い、一二時間からなる一労働日で一足の長靴をつくることができるでしょう。彼が同じ時間で二足の長靴をつくろうとするなら、彼の労働の生産力は二倍にならなければならず、そして、彼の労働諸手段もしくは彼の労働方法、またはこれら両方において、同時にある変化が起これなければ、労働の生産力は二倍になりえない。それゆえ、彼の労働の生産諸条件に、すなわち彼の生産方法に、それゆえ労働過程そのものに、ある革命が起これなければならぬ。ここで労働の生産力の増大と言うのは、一般に、ある商品を生産するために社会的に必要な労働時間が短縮され、したがって、より少ない分量の労働がより大きな分量の使用価値を生産する力を獲得する導因となるような、

(334)

労働過程である変化のことである。したがって、いままで考察した形態における剩餘價值の生産にあつては、生産方法は与えられたものと想定されていたのであるが、必要労働を剩餘労働に転化する事によつて剩餘價值を生産するためには、資本が、労働過程をその歴史的に伝來した姿態または現存の姿態のままで支配下におき、ただその継続時間を延長するだけというのでは、決して十分ではない。労働の生産力を増大させ、労働の生産力の増大によつて労働力の価値を低下させ、こうしてこの価値の再生産に必要な労働日部分を短縮するためには、資本は、労働過程の技術的および社会的諸条件を、したがつて生産方法そのものを變革しなければならない。

(三) 「技能が改善されるという場合、それが意味するのは、以前よりも少ない人々で、あるいは(同じことであるが)以前よりも短い時間で、ある生産物が仕上げられうるような新しい方法が発見されるということにほかならない」(ガリアーニ『貨幣について』(クストーディ編『イタリヤ古典經濟學者』叢書、近代篇、第三卷、ミラノ、一八〇三年)、一五八、一五九ページ)。「生産の諸費用における節約は、生産に用いられた労働量の節約以外のなものでもありえない」(シスモンディ『經濟學研究』、第一卷「ブリュッセル、一八三七年」、二二ページ)。

労働日の延長によつて生産される剩餘價值を、私は絶対的剩餘價值と名づける。これにたいして、剩餘價值が、必要労働時間の短縮およびそれに対応する労働日の兩構成部分の大きさの割合における変化から生じる場合、これを、私は相對的剩餘價值と名づける。

労働力の価値を低下させるためには、労働力の価値を規定するような生産物、したがつて慣習的な

(335)

生活諸手段の範囲に属するか、さもなければそれらに代わりうるような生産物を生産する産業諸部門を、生産力の増大がとらえなければならない。しかし、一商品の価値は、その商品に最後の形態を与える労働の分量によって規定されているだけでなく、その商品の生産諸手段のなかに含まれている労働総量によっても規定されている。たとえば長靴の価値は、製靴労働によってだけでなく、革、蠟ろう、糸などの価値によっても規定されている。したがって、生活必需品を生産するための不変資本の素材的諸要素、すなわち労働諸手段および労働材料を提供する諸産業において、生産力が増大し、それに対応して諸商品が安くなると、労働力の価値もまた低下する。それに反して、生活必需品をも、それらを生産するための生産諸手段をも提供しない生産諸部門においては、その生産力の増大が労働力の価値に影響することはない。

商品が安くなったことにより労働力の価値が低下するのは、もちろん、その商品が労働力の再生産のなかにはいり込む「その分だけ」、すなわちその割合に応じてのことにすぎない。たとえばシャツは、生活必需品ではあるが、多くの生活必需品の一つにすぎない。シャツが安くなっても、そのための労働者の支出が減るだけである。とはいえ、生活必需品の総体は、まさしく特殊な諸産業の生産物であるさまざまな商品からなるわけではないのであり、このような各商品の価値は、つねに労働力の価値の一構成部分をなしている。この価値は、その再生産に必要な労働時間とともに減少するのであるが、この労働時間の短縮の総量は、前記の特殊な生産諸部門全体における労働時間の短縮の総和に等しい。ここでは、この一般的な結果を、それぞれの場合における直接の結果であり直接の目的である